令和5年度 重要事項説明書

特定教育・保育の提供を開始するにあたり、当園の利用にあたっての重要事項は次のとおりです。

社会福祉法人 安養寺福祉会 杉の子保育園

1. 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 安養寺福祉会
代表者氏名	理事長の久野清志
定款に定めた事業の目的	第二種社会福祉事業 ・保育所の経営 ・一時預かり事業の経営
法人の所在地	鹿児島県鹿屋市打馬2丁目12番33号
法人の連絡先	Tel 0994-43-2475 / Fax 0994-43-2674

2. 施設の概要

施設の種類	保育所型認定こども園			
施設の名称	杉の子保育園			
ţŒ≣₽∕₽ŌĔŹŢŧ₩	《第1園舎》鹿児島県鹿屋市打馬2丁目12番33号 ※第1園舎(本園舎)			
施設の所在地	《第2園舎》鹿児島県鹿屋市打馬2丁目12番34号 ※第2園舎 (乳児棟)			
施設長	園長 久野清志			
施設の連絡先	Tel 0994-43-2475 / Fax 0994-43-2674 / 園長携帯 090-7162-3571			
認可定員	(2号・3号) 55名+ (1号) 15名			
	1号認定子ども 15名(3歳児5名、4歳児5名、5歳児5名)			
利用定員	2号認定こども 31名 (3歳児10名、4歳児10名、5歳児11名)			
	3号認定こども 24名 (0歳児5名、1歳児8名、2歳児11名)			
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び満3歳未満の保育を必要とする小学校就学前児童			
	ぱんだ組(5歳児)、こあら組(4歳児)、うさぎ組(3歳児)			
クラス編成	りす組(2歳児)、ひばり組(1歳児)、ひよこ組(0歳児)			
白□瓢冻の細帯	保育士等による保育内容等の自己評価、保育園による自己評価、保護者による保育園評価			
自己評価の概要 	を実施しています。			
職員への研修の実施状況	資質向上の為、内部研修を実施し、外部研修に職員を参加させております。			
認可年月日	昭和44年11月25日(保育所設置認可)			
1000年月日	令和2年3月30日(保育所型認定こども園設置認定)			
メールアドレス、HP	sugiko@po. synapse. ne. jp、https;//suginoko-kanoya. jp			
事業所法人番号	1340005006528			

3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	就学前の子どもに教育・保育を提供し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとし				
	満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的				
	に行い、当園を利用する子どもの健やかな成長が図れるよう適正な環境を与えて、その心				
	身の発達を助長するとともに、保護者の地域の子育て世帯に対する支援を行うことを目的				
	とする。				
理念	《保育理念》				
	「三つ子の魂、百まで」といわれるように、感性豊かな優しい性格は幼児期の大切な時				
	期に形成されます。まだ小さいからどうでもいいのではなく、小さな時だからこそ大切に				
	したい。やがて大人になって「美しく、たくましい」大輪の花をもちこたえられるような				
	丈夫な根っこを今は育てたい。子ども一人ひとりを大切にし、心の育ち、体の育ちをしっ				
	かりと支援し、生きる力を育む保育・教育を理念とします。				
	《保育方針》				
	(1) 心身の成長に応じた健やかな成長発育をはかる。				
	(2) 意欲的で充実した生活経験をさせるための環境醸成。				
	(3) 自分自身で創意工夫して、新しいものを作り出す態度を養う。				
	(4)他人を大切にする思いやりの心を大切に、仲間と一緒に遊ぶ喜びを				
	味わう。				
	《保育目標》知・徳・体にわたる「生きる力」を育む				
	○体育 遊びを通して元気な体				
	○徳育 あいさつを通して素直な心				
	○知育 音楽を通してみんな仲良く				

4. 施設・設備等の概要

敷地	全体	661. 315.	000m² 26m²	園庭	Ī		園庭298.01 園庭315.26		
7 .11 .11/m	国金 0 捷	第1園舎		延^	で面積	3 6	2. 9827m²		
建物	建物 園舎2棟		第2園舎 3		で面積	1 1	9. 13 m²		
	乳児室	1室	調乳室			1室	幼児トイレ	3室	
施設の内容	ほふく室	1室	保育室			3室	医務室	1室	
	調理室	1室	遊戱室			1室			
設備の種類	冷暖房、防犯カメラ								

5. 職員体制 令和5年4月1日予定

	職務の内容	常勤	非常勤
園長	運営管理、職員統括	1人	人
副園長	運営管理、職員統括	1人	人
主任保育士•指導教諭	保育士統括、保育指導	2人	人
保育士	乳幼児の保育	10人	9人
調理員	園児の調理業務	人	4人
栄養士	園児の栄養管理、調理	1人	人
用務員	施設整備、清掃等	人	2人

6. 特定教育・保育を行う日及び行わない日

開園日	月曜日から土曜日まで。ただし、1号認定子どもについては、原則として月曜日から金曜日まで。
開園時間	午前 7 時 30 分から午後 7 時まで(午後 6 時 3 0 分から午後 7 時までは延長保育)
休園日	日曜日。国民の祝日に関する法律に規定する休日。年末年始(12/29~1/3)、年度末(日曜を除く1日程度)
	1 号認定子どもへの特定教育・保育の提供については、下記を休業日とする。
	土曜日、夏季休業 8/13~8/15、冬季休業 12/29~1/3
	特定教育・保育上必要があり又はやむを得ない事情がある時は上記以外にも特定教育・保育を行う場合がある。
	非常災害その他緊急の事情がある時は、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

7. 特定教育・保育を提供する時間

特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定	保育時間(11時間)	7:30~18:30 (延長保育:18:30~19:00)
保育短時間認定	保育時間(8時間)	8:30~16:30(延長保育:7:30~8:30、16:30~1900)
教育標準時間認定	教育時間(4時間)	9:00~13:00

- *保育時間以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育を希望する場合は、延長保育事業を実施する。延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。
- *教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により教育時間の前後に保育を希望する場合は、開所時間内において預かり保育を実施する。
- *児童の急病・事故・災害等やむを得ない理由があるときは特定教育・保育時間、預かり保育、延長保育を短縮する場合があります。
- 8. 提供する特定教育・保育等の内容

当園は、保育所保育指針や子ども・子育て支援法等を踏まえ、以下の特定教育・保育その他の便宜の提供を行います。特定教育・保育の提供、食事の提供、子育て支援事業、延長保育事業、預かり保育事業(幼稚園型・一般型)

- 9. 食事の提供方法等について
- ① 食事の提供方法 自園調理
- ② 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。3歳以上児は主食(ごはん)を持参。 行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9時40分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 40 分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 40 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
3 歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	
4 歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	
5 歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の提出をお願いします。除去食及び代替食に対応しています。食物アレルギー対応マニュアルあり。

④ その他衛生管理等

給食開始届出を鹿屋保健所へ提出しています。調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。 日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(月に1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室 の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10. 利用料金

利用料	支給認定保護者の居住する市町村が定める利用料(月額保育料) ※公定価格(特定教育・保育に通常要する費用)と利用料の差額を法定代理受領。				
給食費(副食費相当額)		1号、2号認定 月額4,500円			
一時預かり(幼稚園型)	7:30~9:00、13:00~19:00 1日450円(月額上限11,300円)				
	0~2 歳児…8:30~16:30 1,300 円/日。その他 100 円/30 分。昼食 200 円。				
1月月月17日 1月227	3 歳児以上…8:30~16:30 1,000円/日。その他 100円/30分。昼食 200円。				
延長保育料	保育標準時間認定	18:30~19:00	100円/30分、(月単位1,000円)		
姓文休月科 	保育短時間認定	7:30~8:30、16:30~19:00	100円/30分		

- ※年度途中に満3歳となり、3号認定から2号認定となった子どもは、満3歳児以降の最初の3月31日を経過するまでの間、副食費相当額は徴収しません。
- ※年収360万円未満相当の世帯の子ども及び所得層にかかわらず、第3子以降の子どもは副食費相当額が免除となります。 ※満3歳以降の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある1号認定子どもについては施設等利用給付により預かり 保育料が無償となります。
- ※満3歳児(※3以外の子ども)のうち、保育の必要性があり、かつ市民税非課税世帯の子どもについては、施設等利用給付により預かり保育料が無償となります。
- ※3歳以上の主食費は白飯を持参。
- ※月中途入退所の2号認定の子どもは4,500円×(在園日数/25日)、1号認定こどもは4,500円×(在園日数/20日)。
- ※長期入院等施設が予め子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、園長の判断のもと徴収額の減額等の対応をすることができる。原則的には給食費の返納はしない。

11. 利用料金の支払い方法

[利用料並びに給食費] 原則 K-NET による□座振替払い(当該月25日に登録□座から引き落とし。25日が土曜日、日曜日、祝日等の金融機関の休業日であった場合は翌営業日。手数料は園で負担。)なお、領収書は発行しないものとする。 領収書が必要な場合は申し出てください。□座振替ができなかった場合または月途中入退所に係る費用は当該月末迄に 現金で園に直接支払い。□座振替ではなく現金払いを希望される方は園長にご相談ください。

[預かり保育料]翌日5日迄に現金で園へ直接お支払いください。ただし、市町村が法定代理受領法式を取り入れている場合には、対象園児ついては市町村に請求させていただきます。

[延長保育料] 利用の都度(月単位希望の方は前月末までに一括で)、現金で園へ直接お支払いください。

12. 利用の開始、終了について

[開始] 教育標準時間認定を受ける子どもは、保護者が当園に申込みを行い、当園が定める選考基準において決定し、市町村の認定を受けたのち利用開始。保育時間認定を受ける子どもは、市町村の利用調整により当園の利用が決定し、保護者が本重要事項説明書等に同意されたのちに利用開始。

[終了] 子どもが小学校就学の始期に達したとき。保護者が法に定める支給要件に該当しなくなったとき。保護者が利用の取り消し又は退園の申出があったとき。その他、利用継続に際し重大な支障又は困難が生じたとき。

13. 嘱託医

当園は、以下の医師と嘱託医契約を締結しています。

内科	医療機関の名称(院長名)	まつだこどもクリニック(院長 松田幸久)			
	所在地(電話番号)	鹿屋市西原2丁目35-3 (電話52-0507)			
歯科	医療機関の名称(院長名)	おおやま歯科クリニック(院長 大山宏史)			
	所在地(電話番号)	鹿屋市寿4丁目6-48(電話43-3210)			

14. 緊急時の対応方法

園児に病状急変、事故等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者の緊急連絡先へ連絡し、指定する医療機関 等へ連絡を行います。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。
避難訓練	火災・地震又は風水害を想定した避難訓練を月1回実施します。
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、非常用持ち出し袋、拡声器、ガス漏れ報知器、避難車、消化器
避難場所	園庭等

- *自然災害により休園する場合があります。その際は、保護者メール等で迅速に連絡いたします。
- *保育時間中に当園又は付近で火災・台風・地震の災害が発生した場合できるだけ早いお迎えをお願いします。
- *鹿屋市防災マップによると、当園は「洪水浸水想定区域(0.5~3 ㍍)」に指定されています。肝属川氾濫に伴う水害により、警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」発令で、指定避難所である「鹿屋中学校体育館」へ避難をする場合があります。
- 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護、虐待防止のため、職員に対して虐待防止研修の受講並びに周知を行っています。

17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社 有限会社ゼンポ・東京海上日動火災保険株式会社(保険の種類:全私保連保険制度「地震タイプ」)

18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

相談・苦情受付担当者(副園長 久野清美) / 相談・苦情責任者(園長 久野清志)				
第三者委員 前原博正(電話 43-7101) 大窪千代子(電話 090-4986-3516)				
役職 元向江消防分団長、呉服店経営 役職 民生委員				
受付方法 面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。				

19. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、就業規則第5条の秘密を守る義務を掲げています。なお、就学の際には保育要録の移送等、個人情報の伝達があります。

20. 当園におけるその他の留意事項

当園には保護者会活動があります。

21. 児童票作成、並びに嗜好調査表の提出

家庭状況並びに園児の健康管理を把握するため、児童票に必要事項を記入していただきます。また給食の実施上、注意すべき点等を把握するため嗜好調査表に必要事項を記入(5月頃)していただきます。

22. 事故の責任

児童の事故に対する保育園の責任は、登園時保育園の門を入ってから、降園時に門を出る迄です。駐車場内は含みません。

- 23. その他の留意事項
 - ・当園の敷地内はすべて禁煙です。他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動・セールス等はご遠慮ください。
 - ・保育園の登園は、9時30分までにお願いします。9時30分の時点で「登園されていない」かつ「コドモン等で欠席や遅刻の連絡がない」場合は、出欠確認のため直接お電話させていただきます。コドモンで事前に欠席等の連絡が可能。
 - ◎重要事項説明書の内容に同意した証として、重要事項説明書を2通作成し、双方、記名押印の上各1通を保管する。

重要事項説明書についての同意書
署名日 令和 年 月 日
保護者住所
保護者氏名
児童名
児童名
児童名
[説明者] 鹿屋市打馬2丁目12-33 社会福祉法人安養寺福祉会 杉の子保育園 園長 久野清志 印 / 副園長 久野清美 印